

萩・石見空港脱炭素化推進協議会 設置規約

令和7年9月18日制定

(目的)

第1条 萩・石見空港脱炭素化推進協議会（以下、「協議会」という。）は、空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、萩・石見空港において、同法第24条第1項において規定する空港脱炭素化推進計画（以下、「推進計画」という。）の作成及び実施その他萩・石見空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うために設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項

(協議会の運営)

第3条 協議会には会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会の議長となる。
- 3 会長は構成員のうちから事務局が推薦し、構成員の承認によってこれを定める。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会の議決の方法は、出席者の過半数をもって決議するものとする。
- 6 会長は必要があると認めるときは、協議会の下にワーキンググループ等の分科会を設置することができる。
- 7 分科会の議事においては、協議会の設置規約を準用する。この場合において、これらの設置規約中「協議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、別紙の構成員名簿に掲げる者とする。

- 2 協議会の構成員は、本設置規約の遵守について承諾する。

(反社会勢力の排除)

第5条 暴力団及び暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、並びに無差別大量殺

人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にあるものは協議会の構成員となることができない。

(構成員の除名)

第6条 会長は、構成員が協議会の目的、本設置規約又は決議に反する行為若しくは協議会の運営に支障を及ぼす行為等を行った場合、当該構成員を協議会構成員から除名することができる。

(協議会の招集)

第7条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 協議会の招集が困難である場合等にあっては、原則書面により協議を行うこととする。
- 4 会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に対し、協議会への出席等必要な協力を求めることができる。
- 5 協議会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として協議会に出席させることができる。この場合において、代理人が協議会に出席したときは、当該構成員は、協議会に出席したものとみなす。
- 6 代理人を協議会に出席させる場合には、当該構成員は事務局に理由及び指名した代理人について通知すること。

(協議会への協力)

第8条 協議会の構成員は、推進計画の作成等、空港脱炭素化の取組を推進するため、空港管理者に積極的に協力する。

(議事録)

第9条 協議会の議事については、議事概要を作成する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を島根県土木部港湾空港課に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第11条 協議会の構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第12条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(その他)

第13条 本設置規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議の上定める。

附則

- 1 協議会を組織したとき、また、構成員等を変更したときは、島根県ホームページにより速やかに公表する。
- 2 本設置規約は令和7年9月18日から施行する。

別 紙

構成員

学識経験者

島根県立大学

関係企業・団体

全日本空輸株式会社 石見空港所

株式会社石見エアサービス 空港営業所

石見空港ターミナルビル株式会社

株式会社 KAFCO 石見空港事業所

関係行政機関

国土交通省 大阪航空局

島根県 地域振興部 交通対策課 萩・石見空港利用促進対策室

島根県 環境生活部 環境政策課

島根県 企業局 施設課

島根県 土木部 益田県土整備事務所 石見空港管理所

益田市 政策企画局 交通対策課

益田市 福祉環境部 環境衛生課 カーボンニュートラル推進室

オブザーバー

中国電力株式会社 浜田営業所

国土交通省大阪航空局大阪空港事務所

環境省脱炭素まちづくりアドバイザー

事務局

島根県 土木部 港湾空港課